

# 残留検だより



第13号

発行日：2021年9月1日

発行：JA 全農 営農・技術センター 残留農薬検査室

〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡 4-18-1

電話：0463-22-1902

メール：zz\_zk\_zanken@zennoh.or.jp



## 小麦の DON 基準値が変更になります

小麦における DON（デオキシニバレノール）の基準値は、「残留検だより 11 号」でお知らせしたとおり、現在暫定基準値として「1.1ppm」が設定されていますが、7月30日付の官報において、正式な基準値として「1.0ppm」とするとの記載がありました。

これは 2020 年に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で決定された通りであり、食品衛生法第 13 条第 1 項の規定にもとづき、食品、添加物等の規格基準を改正し、**2022 年 4 月 1 日**より適用されることとなります。

なお、**大麦・はだか麦**については、小麦より摂取量が少なく、小麦と比べて DON の濃度が低い傾向にあるため、これまでと同様、基準値は設定されません。

## 食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されました

食品衛生法の改正にともない、**2021 年 6 月 1 日**より、食品を扱う事業者が食品衛生法に違反する、あるいは違反の恐れがある食品等（例：残留農薬基準値を超過した農薬が残留している食品）を**自主回収（リコール）**した際は、**行政への届出が義務付けられることになりました。**

その目的としては、事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するためとなっています。届出された自主回収情報は健康被害発生の可能性を考慮し、**クラス分類**がなされます。健康への影響が最も大きいのがクラスⅠで、以下、クラスⅡ、Ⅲとなります。残留農薬の場合は、**摂取量が急性参照用量（ARfD）を超えないものであればクラスⅢ**になります。

自主回収の届出は厚生労働省 HP の「**食品衛生申請等システム**」によりオンラインで行うことができます。また、届出された情報は、「**公開回収事案検索**」で確認することができます。

関連する Web サイトの URL は以下のとおりです。

自主回収報告制度（リコール）に関する情報：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00011.html)

食品衛生申請等システム：

<https://ifas.mhlw.go.jp/fasppte/page/login.jsp>

公開回収事案検索

[https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/IO\\_S010303.do?\\_er\\_rCheck=false&\\_searched=false&\\_sessionId=C8523A603B24EF86BE095BBCE10B51F8&method=a\\_menu\\_r01Action&param=&\\_focus=actionlink\\_a\\_menu\\_r01\\_posx=0&\\_posy=0&\\_rowidx=0&\\_language=&\\_timezoneOffset=-540&\\_status=&\\_labelMapArchive=&\\_wfinfo=&\\_wfinfo\\_RefParams=&\\_ActionHistoryList%5B0%5D.action=%2FIO\\_S010303](https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/IO_S010303.do?_er_rCheck=false&_searched=false&_sessionId=C8523A603B24EF86BE095BBCE10B51F8&method=a_menu_r01Action&param=&_focus=actionlink_a_menu_r01_posx=0&_posy=0&_rowidx=0&_language=&_timezoneOffset=-540&_status=&_labelMapArchive=&_wfinfo=&_wfinfo_RefParams=&_ActionHistoryList%5B0%5D.action=%2FIO_S010303)

## 残留農薬用語集（その7）

### 「定量限界」と「検出限界」

残留農薬検査の報告書を見ていると、「**定量限界**」、「**検出限界**」という言葉がよく出てきます。これはどう異なるかというと、**定量限界**とは、測定したときどのくらいの量の農薬が残留しているかがわかる最小の量、**検出限界**とは、測定したとき農薬が残留しているかどうかかわかる最小の量であるということです。通常、**定量限界**の方が高い濃度になるため、**検出限界は定量限界の 1/2 程度**に設定されます。また、残留農薬検査で重要なのは、残留基準値を超えて農薬が残留していないか確認することであり、**定量限界は残留基準値の 1/2~1/10 以下**に設定されているため、残留基準値に当たる濃度であれば十分に適正な測定値を出すことができるような分析法を検討する必要があります。

## 編集後記

「残留検だより」は、今回で発行 1 周年になりました。何とか 1 年続けてこられたのも、読者の皆様のおかげだと感じております。今後も皆様に役立つ残留農薬に関する情報をお届けしますので、よろしくお願いいたします。